

生活安全情報の提供等に関する協定書

生活安全情報の提供等に関する協定書

小千谷市（以下「甲」という。）と小千谷市内の郵便局（以下「乙」という。）は、乙が収集した市民生活基盤関連等の情報（以下「生活安全情報」という。）を、甲に無償で提供等することについて、次のとおり協定を締結する。

（乙が提供する生活安全情報）

第1条 この協定により乙が甲に提供する情報は、乙が業務執行途中等において収集したものに限る。

（生活安全情報の種類等）

第2条 乙が甲に提供する情報の種類等は、次の各号のとおりとする。

- (1) プライバシーを侵害しない範囲での、ひとり暮らし老人及び緊急患者等の情報
- (2) ゴミ等環境汚染物の放置や廃棄等の情報
- (3) 火災、浸水、交通事故等緊急の情報、及び初期火災発見時における消火対応
- (4) 道路や河川、橋梁、ため池、貯水槽、消火栓及び上・下水道施設等の損傷又は陥没等の状況及びその恐れが予想される個所の情報
- (5) 積雪、雪崩、土砂崩落、洪水、地震等の自然状況に関する情報
- (6) その他市民生活に影響があると思われる情報

（対応及び処理状況等の報告）

第3条 甲は、乙から提供を受けた情報に関し、必要に応じその対応及び処理状況等を乙に報告する。

（生活情報の連絡責任者）

第4条 この協定に関する情報の連絡責任者は、甲においては小千谷市総務課長、乙においては小千谷郵便局総務課長とする。

（生活安全情報の提供及びその手段）

第5条 乙は甲に対して、第1条及び第2条に関する情報を入手の都度、その情報を電話又はファクシミリで提供する。

（使用する電話及びファクシミリ）

第6条 甲及び乙が使用するファクシミリは、それぞれ次のとおりとする。

	（電 話）	（ファクシミリ）
甲	（83）3506	（83）2789
乙	（82）2200	（83）2498

（生活安全情報の非公開とプライバシーの保護）

第7条 この協定書に基づき収集した情報は、甲、乙両者が了解したものを除き非公開と

する。

2 情報の収集及び提供にあたり、プライバシーの侵害となるものは行わない。

(その他)

第8条 この協定書に定めのない事項及び協定書に疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定める。

この協定書の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成9年4月22日

甲 小千谷市長

小出弘

乙 小千谷市内郵便局代表

小千谷郵便局長

桑原則雄